第一条中第七十三号を第八十号とし、第五十一号から第七十二号までを七号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七　五―クロロ―三―エチル―N―［四―（ピペリジン―一―イル）フェネチル］―一H―インドール―二―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、第四十五号から第四十八号までを六号ずつ繰り下げ、第四十四号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十　一―（四―エトキシ―三・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第四十三号を第四十八号とし、第四十二号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七　N―エチル―四―ヒドロキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十五号とし、第四十号を第四十四号とし、第三十九号を第四十三号とし、第三十八号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二　二―エチルアミノ―一―（四―メチルフェニル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十七号を第四十号とし、第二十九号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　二―（四―アリルオキシ―三・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　二―アミノ―一―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）エタノン及びその塩類

第一条中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類

第二条第五号の表中亜硝酸ブチル及びこれを含有する物の項の次に次のように加える。

二―アミノ―一―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）エタノン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

第二条第五号の表中二―（二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

二―（二・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第百三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六条の六の二第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の六の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（平成二十六年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一項の表に次のように加える。

七十二	C．C．Gaimon
七十三	C．C．Pheromon
七十四	D―AROMa
七十五	EROSS 罰
七十六	Inspire Desteny
七十七	METAL GOLD
七十八	METAL SILVER
七十九	Sexual Feeling Aroma
八十	SPARK AQUA
八十一	SUPER moon COOL CHARGE
八十二	SUPER moon POWDER（販売名がスーパームーンであるものを含む。）
八十三	TWINKLE PINK
八十四	極上エロス
八十五	サウンドジョーカー（販売名がサウンドジョーカーレッドであるものを含む。）

液体	
液体	
液体	
液体	
植物片	
植物片	
液体	
液体	
粉末	
液体	
液体	
液体	

第二項を次のように改正する。

（物品の包装）

2　前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページにより公表する。）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）